「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

大津地方法務局

大津地方法務局内に、専用電話「高齢者・障害者の人権あんしん相談」を設置します。

高齢者や障害者をめぐるさまざまな人権問題について相談に応じます。

日時　9月10日(月)～同16日(日)午前8時30分～午後7時（土・日曜日は午前10時～午後5時）

電話番号（全国統一番号）☎0570-003-110番

※この期間以外にも、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、人権擁護委員・法務局職員が相談に応じています。

問い合わせ先　大津地方法務局人権擁護課☎077-522-4673番

第3号被保険者の届出忘れはありませんか

彦根年金事務所

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している人）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。

加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うことになります。

国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届出が必要です。

問い合わせ先　彦根年金事務所（外町）国民年金課☎23-1114番

空き町屋や空き古民家をお持ちで、お困りなら「小江戸ひこね町屋情報バンク」

彦根商工会議所

「小江戸ひこね町屋情報バンク」は、彦根の町屋や古民家を風情と活気あるまちなみとして再び光を当てるため、さまざまな団体（※）が集まり、「小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム」を立ち上げ、その事業として始まりました。

町屋を「貸してみたい」「借りてみたい」などのご希望がありましたら、気軽にご連絡ください。

事業内容

▼空き町屋の情報収集・発信

▼空き町屋所有者および活用希望者に対する相談・コンサルティング

▼空き町屋の管理業務

▼空き町屋の利用や活用に関わる調査・研究

▼町屋保全のためのイベントの企画・開催

※彦根商工会議所・滋賀大学・滋賀県立大学・NPO法人五環生活・湖東地域定住支援ネットワーク・芹橋二丁目連合自治会まちづくり懇話会・彦根市

問い合わせ先　小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム事務局（彦根商工会議所内）☎23-2123番、ホームページ http://www.hikone-machiya.com/

▶格子がある市内の町家

9月は同和問題啓発強調月間です

彦根市と滋賀県では、同和問題についての正しい理解と認識をもとに、市民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて主体的に行動できるよう、9月の同和問題啓発強調月間に合わせて啓発行事を開催します。

人権啓発パネル展

日時　8月31日(金)～9月10日(月)
8：30～17：15（最終日は16：00まで）

場所　市役所1階ロビー

テーマ　「違いは豊かさ」
一人ひとりの違いをお互いに認め合い、尊重しあう社会をつくるためにどうすればいいか、一緒に考えてみましょう。

問い合わせ先　㊐人権政策課☎30-6115、FAX24-8577

じんけんフェスタしが2012

日時　9月23日(日)　10：00～16：30

場所　東近江市立愛東コミュニティセンター（東近江市下中野町）とその周辺

テーマ　「平和」「多文化交流」「人権」

内容

・尾木ママ（教育評論家の尾木直樹さん）の人権トークショー　※要事前申込（入場整理券が必要）
・歌はともだちコンサート、野外ステージイベント
・多国籍料理コーナー、大凧（おおだこ）人権クイズラリー
・人権相談コーナー、人権関連団体ブース
・人権啓発パネル・メッセージパネル展示　など

※参加無料、託児あり（要予約）
※手話通訳、要約筆記あり（主な催しのみ）

問い合わせ先　㊐人権施策推進課☎077-528-3533、FAX077-528-4852

終戦後に預かった通貨・証券を返還します

大阪税関

返還対象

▼終戦後、外地から引き上げて来た人々が、上陸地の税関または海運局に預けた通貨や証券

▼外地の総領事館や日本人自治会などに預けられた通貨や証券のうち、その後日本に返還されたもの

心当たりのある人は、税関に問い合わせください。本人だけでなく、家族も問い合わせや返還請求をすることができます。

保管証券返還の案内は、大阪税関ホームページでも見ることができます。

問い合わせ先　大阪税関京都税関支署滋賀出張所☎077-564-3410番、ホームページ http://www.customs.go.jp/osaka/

意見公募手続制度 ご意見をお待ちしています

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部改正（素案）、彦根市営住宅等の整備基準に関する条例（素案）

公営住宅法の一部が改正されたことにより、入居収入基準や公営住宅などの整備基準を、彦根市の条例で定めることとなりました。

そこで、条例（素案）を公表し、市民の皆さんから意見を募集します。

素案の公開場所　㊐住宅管理室、情報公開コーナー（市役所1階）、支所、各出張所、彦根市ホームページ

意見等の提出期間　9月3日(月)～10月2日(火)（必着）

提出方法　㊐住宅管理室に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先　㊐住宅管理室（〒522-8501元町4-2）☎30-6123番、FAX22-1398番、Eメール jutaku@ma.city.hikone.shiga.jp

彦根市公共下水道の構造等の基準を定める条例（素案）

下水道法が一部改正されたことにより、公共下水道の構造基準などの一部を、彦根市の条例で定めることとなりました。

そこで、条例（素案）を公表し、市民の皆さんから意見を募集します。

素案の公開場所　㊐下水道建設課、情報公開コーナー（市役所1階）、支所、各出張所、彦根市ホームページ

意見等の提出期間　9月3日(月)～10月2日(火)（必着）

提出方法　㊐下水道建設課に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先　㊐下水道建設課（〒522-0001 1尾末町1-38）☎22-5458番、FAX22-5433番、Eメール gesui-kensetsu@ma.city.hikone.shiga.jp

彦根市公園条例の一部改正（素案）

都市公園法が一部改正されたことにより、都市公園の設置基準や公園施設の基準を、彦根市の条例で定めることとなりました。

そこで、条例（素案）を公表し、市民の皆さんから意見を募集します。

素案の公開場所　㊐都市計画課、情報公開コーナー（市役所1階）、支所、各出張所、彦根市ホームページ

意見等の提出期間　9月3日(月)～10月2日(火)（必着）

提出方法　㊐都市計画課に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

提出・問い合わせ先　㊐都市計画課（〒522-8501元町4-2）☎30-6124番、FAX24-8517番、Eメール toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

お寄せいただいたご意見などは、意見に対する彦根市の考え方とともに整理したうえで、彦根市ホームページなどで公表します。

お寄せいただいたご意見に対して、個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

意見公募手続制度 結果のお知らせ

彦根市火災予防条例の一部改正（素案）

意見の件数	0件

問い合わせ先　㊐消防本部予防課☎22-0332、FAX22-9427